

## 武平良介後援会 規約

### 第一条 (名称)

本会は、「武平良介後援会」(以下「本会」と言う)と称し、呼称「武's 応援団」とする。

### 第二条 (本会事務所)

本会の事務所は

〒191-0034 東京都日野市落川810-7-102 武平健一 に置く。

### 第三条 (目的)

本会の目的は、レーシングドライバーとして「目的の達成」に向けて努力する、武平良介のレース活動を応援・支援するとともに、心同じく武平良介を応援する会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第四条 (活動・事業)

本会は、目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- 1) 武平良介のレース活動に関する参戦日程、結果等の会員への報告。
- 2) 武平良介がレース活動を行うために必要な資材・環境の支援・サポート。
- 3) 会員相互が親睦を深める会の開催。
- 4) その他、武平良介がレース活動を行うために必要な活動・事業及びそのサポート。

### 第五条 (会員)

本会の第三条に記す目的に賛同する者とする。

- 1) **会員資格の、有効期間は入会の日より1年間とする。**  
但し、有効期間の満了日までに更新手続きを行うことにより、その有効期間を更新することが出来る。
- 2) 会員資格は、本会が入金を確認した時点で発生する。
- 3) 会員は、その地位や権利を第三者に対し貸与、譲渡、担保に供する等の行為を行ってはならない。また、万が一その立場に関し第三者との紛争が生じた場合当該会員は自己の責任において解決するものとする。
- 4) 会員は本会並びにそのサービスを利用し、営利に関わる行為を行ってはならない。  
但し、別途利用承諾の契約を締結した場合はこの限りではない。

#### 第六条(年会費)

年会費は、各会員種別に応じ下記記載の通りとする。

- 1) ゴールド会員 年会費30000円から上限は定めないものとする。
- 2) シルバー会員 年会費10000円とする。
- 3) 一般会員 年会費5000円とする。
- 4) 学生(高校生以下) 年会費3000円とする。

年会費は、会員から事務局の指定する口座への現金による振込みとし、その際発生する振込手数料は会員の負担とする。

#### 第七条(退会)

本会からの退会は、会員から事務局への報告をもって適時自由とします。  
但し、その際、年会費等の全部・一部を問わず返金はできません。

#### 第十条(会計年度)

本会の会計年度は、2月1日に始まり、翌年の1月31日までとする。

#### 付則

本規約は平成22年8月1日より実施する。